

モバイルアクセスサービス約款【現改比較表】 2023年6月28日現在

～2023年6月30日	2023年7月1日～
<p>第1章～第2章 第19条（略）</p> <p>（利用権の譲渡）</p> <p>第20条 利用権（モバイルアクセス契約者がモバイルアクセス契約に基づいてモバイルアクセスサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。</p> <p>2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、<u>当事者が連署した</u>当社所定の書面により所属モバイルアクセスサービス取扱所に請求していただきます。</p> <p>ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって<u>連署</u>に代えることができます。</p> <p>3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。</p> <p>（1） 利用権を譲り受けようとする者が、モバイルアクセスサービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>（2） 利用権を譲り受けようとする者が、第18条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、モバイルアクセスサービスの利用を停止されている又はモバイルアクセス契約の解除を受けたことがあるとき。</p> <p>（3） 利用権を譲り受けようとする者が、第25条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。</p> <p>（4） 利用権を譲り受けようとする者が、第36条（利用に係るモバイルアクセス契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。</p>	<p>第1章～第2章 第19条（略）</p> <p>（利用権の譲渡）</p> <p>第20条 利用権（モバイルアクセス契約者がモバイルアクセス契約に基づいてモバイルアクセスサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。</p> <p>2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当社所定の<u>方法</u>により所属モバイルアクセスサービス取扱所に請求していただきます。</p> <p>ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって代えることができます。</p> <p>3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。</p> <p>（1） 利用権を譲り受けようとする者が、モバイルアクセスサービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>（2） 利用権を譲り受けようとする者が、第18条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、モバイルアクセスサービスの利用を停止されている又はモバイルアクセス契約の解除を受けたことがあるとき</p> <p>（3） 利用権を譲り受けようとする者が、第25条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。</p> <p>（4） 利用権を譲り受けようとする者が、第36条（利用に係るモバイルアクセス契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき</p>

<p>(5) 削除</p> <p>(6) 削除</p> <p>(7) 利用権を譲り受けようとする者が、法人（法人に相当すると当社が認めるものを含みます。以下本号において同じとします。）でないとき。</p> <p>(8) 利用権を譲り受けようとする者の目的が、そのモバイルアクセスサービスを利用した電気通信サービスの提供の場合であって、法人以外の者への提供であるとき。</p> <p>(9) その利用権譲渡により、1のモバイルアクセス契約群識別番号に異なる名義のモバイルアクセス回線番号が属することとなるとき。</p> <p>(10) その他当社のモバイルアクセスサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。</p> <p>4 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、モバイルアクセス契約者の有していた一切の権利（預託金の返還を請求する権利を除きます。）及び義務を承継します。</p>	<p>(5) 削除</p> <p>(6) 削除</p> <p>(7) 利用権を譲り受けようとする者が、法人（法人に相当すると当社が認めるものを含みます。以下本号において同じとします。）でないとき。</p> <p>(8) 利用権を譲り受けようとする者の目的が、そのモバイルアクセスサービスを利用した電気通信サービスの提供の場合であって、法人以外の者への提供であるとき。</p> <p>(9) その利用権譲渡により、1のモバイルアクセス契約群識別番号に異なる名義のモバイルアクセス回線番号が属することとなるとき。</p> <p>(10) その他当社のモバイルアクセスサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき</p> <p>4 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、モバイルアクセス契約者の有していた一切の権利（預託金の返還を請求する権利を除きます。）及び義務を承継します。</p>
<p>第2章 第21条～料金表（略）</p>	<p>第2章 第21条～料金表（略）</p>
	<p>附 則（令和5年6月8日 レバN第009600000666-01号）</p>
	<p>（実施期日）</p>
	<p>この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。</p>